

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月9日
【会社名】	日本エンタープライズ株式会社
【英訳名】	Nihon Enterprise Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植田 勝典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
【電話番号】	(03)5774-5730
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 田中 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
【電話番号】	(03)5774-5730
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 田中 勝
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 1,086,859,840円 引受人の買取引受けによる売出し 226,116,480円 オーバーアロットメントによる売出し 206,136,360円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成26年12月2日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年12月2日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,357,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成26年12月9日(火)開催の取締役会決議によります。

2 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時にされる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、423,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成26年12月9日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式423,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

4 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年12月16日(火)から平成26年12月19日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	2,357,000株	1,086,859,840	543,429,920
計(総発行株式)	2,357,000株	1,086,859,840	543,429,920

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年12月2日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成26年12月22日(月) 至 平成26年12月24日(水) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年12月29日(月) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年12月16日(火)から平成26年12月19日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額となります。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nihon-e.co.jp/ir/news.html>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年12月15日(月)から平成26年12月19日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年12月16日(火)から平成26年12月19日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年12月16日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年12月17日(水) 至 平成26年12月18日(木)」、払込期日は「平成26年12月24日(水)」

発行価格等決定日が平成26年12月17日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年12月18日(木) 至 平成26年12月19日(金)」、払込期日は「平成26年12月25日(木)」

発行価格等決定日が平成26年12月18日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年12月19日(金) 至 平成26年12月22日(月)」、払込期日は「平成26年12月26日(金)」

発行価格等決定日が平成26年12月19日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成26年12月16日（火）の場合、受渡期日は「平成26年12月25日（木）」

発行価格等決定日が平成26年12月17日（水）の場合、受渡期日は「平成26年12月26日（金）」

発行価格等決定日が平成26年12月18日（木）の場合、受渡期日は「平成26年12月29日（月）」

発行価格等決定日が平成26年12月19日（金）の場合、受渡期日は「平成26年12月30日（火）」

となりますのでご注意ください。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番2号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,357,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		2,357,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,086,859,840	11,000,000	1,075,859,840

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成26年12月2日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,075,859,840円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限193,053,760円と合わせた手取概算額合計上限1,268,913,600円について、610,000,000円を平成28年5月期末までにソリューション事業におけるソフトウェアの開発資金（開発人員の採用費等40,000,000円を含む。）に、200,000,000円を平成28年5月期末までにサーバの増設等のネットワーク設備のリプレイスに係る投資資金に、100,000,000円を平成28年5月期末までに当社グループの開発力増強のための人員増員に伴う事務所増床費用等に、残額を平成29年5月期末までにコンテンツサービス事業におけるゲームコンテンツ等のアプリの開発資金（開発人員の採用費等を含む。）に充当する予定であります。

なお、上記ソリューション事業におけるソフトウェア開発資金のうち100,000,000円は当社子会社である株式会社and Oneへの投融資を通じて充当する予定であり、また、上記コンテンツサービス事業におけるゲームコンテンツ等のアプリの開発資金は株式会社HighLab等の当社子会社への投融資を通じて充当する予定であります。

コンテンツサービス事業への調達資金の充当は、スマートフォン利用者が拡大する中での携帯コンテンツ市場におけるニーズの変化を捉え、当社グループとして新規のネイティブアプリの開発を推進していくことを企図するものであり、当社グループの開発体制を強化することで実現していく所存であります。

当社グループの主な設備計画については、本有価証券届出書提出日（平成26年12月9日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成26年8月31日現在）、以下のとおりとなっております。なお、当該設備計画には、ソリューション事業におけるソフトウェア開発資金610,000,000円の明細及びネットワーク設備のリプレイスに係る投資資金200,000,000円が含まれております。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	備考
			総額	既支払額				
本社 (東京都渋谷区)		ソフトウェア等のソリューション設備	160,000		増資資金及び自己資金等	平成27年 1月	平成27年 11月	(注) 3
本社 (東京都渋谷区)		ソフトウェア等のソリューション設備	190,000		増資資金及び自己資金等	平成27年 1月	平成28年 5月	(注) 4
本社 (東京都渋谷区)		ソフトウェア等のソリューション設備	40,000		増資資金及び自己資金等	平成26年 12月	平成27年 5月	(注) 5
本社 (東京都渋谷区)		ソフトウェア等のソリューション設備	100,000		増資資金及び自己資金等	平成26年 12月	平成27年 11月	(注) 6
本社 (東京都渋谷区)		ソフトウェア等のソリューション設備	20,000		増資資金及び自己資金等	平成27年 2月	平成27年 11月	(注) 7
株式会社and One (東京都渋谷区) (注) 8		ソフトウェア等のソリューション設備	60,000 (注) 9		当社からの投融資資金等 (注) 9	平成26年 4月	平成27年 6月	(注) 10
その他		サーバ等のネットワーク設備	300,000		増資資金及び自己資金等	平成27年 12月	平成29年 5月	

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 資産を事業セグメント別に配分しておりませんので、セグメントごとの設備の内容については記載しておりません。

3 法人向け新規ソリューション（業務系ソフトウェア等）開発

4 次世代端末を利用した法人向けソリューション開発

5 ソフトフォン機能拡充における開発

6 ビジネス用メッセージングアプリ機能拡充及びサービス基盤の強化における開発

7 店頭アフィリエイトシステムの新規導入開発

8 株式会社and Oneは当社の非連結子会社ですが、今回の調達資金の資金使途となることから記載していません。

9 当社からの投融資資金につきましては、今回の増資資金により投融資を行います。なお、当社からの投融資資金のうち採用費等40,000,000円については、資産に計上されないため投資予定金額に含まれておりません。

10 Primus SDK（開発キット）及びPrimus IBM POWER対応等の開発

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

平成26年12月16日（火）から平成26年12月19日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称	
普通株式	464,000株	226,116,480	千葉市中央区 植田 勝典	300,000株
			千葉市中央区 植田 啓子	104,000株
			千葉県鎌ヶ谷市 杉山 浩一	50,000株
			横浜市神奈川区 田中 勝	10,000株

（注）1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4 売出価額の総額は、平成26年12月2日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日 の株式会社東京証券 取引所における当社 普通株式の終値(当 日に終値のない場合 は、その日に先立つ 直近日の終値)に 0.90~1.00を乗じた 価格(1円未満端数 切捨て)を仮条件と します。)	未定 (注) 1、 2	自 平成26年 12月22日(月) 至 平成26年 12月24日(水) (注) 3	100株	1株につ き売出価 格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先金 融商品取 引業者の 本店及び 国内各支 店	東京都千代田区丸の内一 丁目9番1号 大和証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年12月16日(火)から平成26年12月19日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額)を決定します。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nihon-e.co.jp/ir/news.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、平成26年12月30日(火)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年12月15日(月)から平成26年12月19日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年12月16日(火)から平成26年12月19日(金)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成26年12月16日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年12月17日(水) 至 平成26年12月18日(木)」、受渡期日は「平成26年12月25日(木)」

発行価格等決定日が平成26年12月17日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年12月18日(木) 至 平成26年12月19日(金)」、受渡期日は「平成26年12月26日(金)」

発行価格等決定日が平成26年12月18日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年12月19日(金) 至 平成26年12月22日(月)」、受渡期日は「平成26年12月29日(月)」

発行価格等決定日が平成26年12月19日(金)の場合、上記申込期間及び受渡期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一の金額とします。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	464,000株

- 5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式は受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	423,000株	206,136,360	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、423,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nihon-e.co.jp/ir/news.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年12月2日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1	自 平成26年 12月22日(月) 至 平成26年 12月24日(水) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会 社及びその委託 販売先金融商品 取引業者の本店 及び国内各支店		

(注)1 株式の受渡期日は、平成26年12月30日(火)であります。

売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一とします。

- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 3 申込証拠金には、利息をつけません。
- 4 株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、423,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成26年12月9日(火)開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式423,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成27年1月21日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年1月16日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年12月16日(火)の場合、「平成26年12月19日(金)から平成27年1月16日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月17日(水)の場合、「平成26年12月20日(土)から平成27年1月16日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月18日(木)の場合、「平成26年12月23日(火)から平成27年1月16日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年12月19日(金)の場合、「平成26年12月25日(木)から平成27年1月16日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である植田勝典、田中勝及び杉山浩一並びに当社株主であるプラントフィル株式会社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  NIHON ENTERPRISE を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下、「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年12月10日（水）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年12月16日（火）から平成26年12月19日（金）までのいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.nihon-e.co.jp/ir/news.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「1．会社概要」から「4．事業内容」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

1 会社概要

- 会 社 名 : 日本エンタープライズ株式会社
(英語名: Nihon Enterprise Co., Ltd.)
- 設 立 : 平成元年5月30日
- 本 社 所 在 地 : 東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号
- 代 表 者 : 代表取締役社長 植田 勝典
- 事 業 内 容 : 携帯電話を中心とした移動体端末向けのコンテンツ企画・開発・
運営及びソリューション事業
- グ ル ー プ 会 社 : 連結子会社8社
株式会社ダイブ
アットザラウンジ株式会社
交通情報サービス株式会社
株式会社フォー・クオリア
株式会社HighLab
因特瑞思(北京)信息科技有限公司
北京業主行網絡科技有限公司
瑞思創智(北京)信息科技有限公司
非連結子会社4社
株式会社and One
株式会社社会津ラボ
瑞思放送(北京)数字信息科技有限公司
NE Mobile Services (India) Pvt. Ltd.
(平成26年11月30日現在)
- 資 本 金 : 5億9,599万円(平成26年5月31日現在)
- 発行済株式総数 : 37,700,000株(平成26年5月31日現在)
- 従 業 員 数 : 191名(平成26年5月31日現在)
- U R L : <http://www.nihon-e.co.jp/>

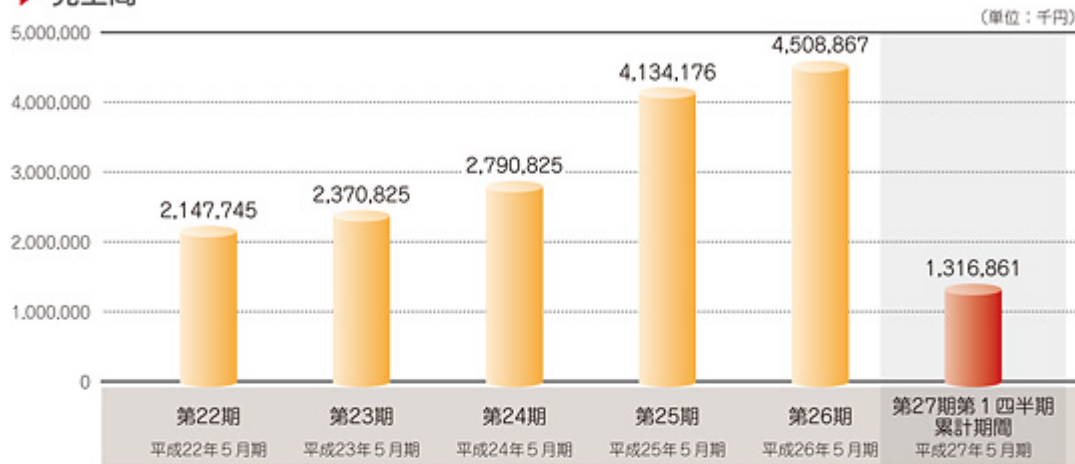
2 沿革

設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

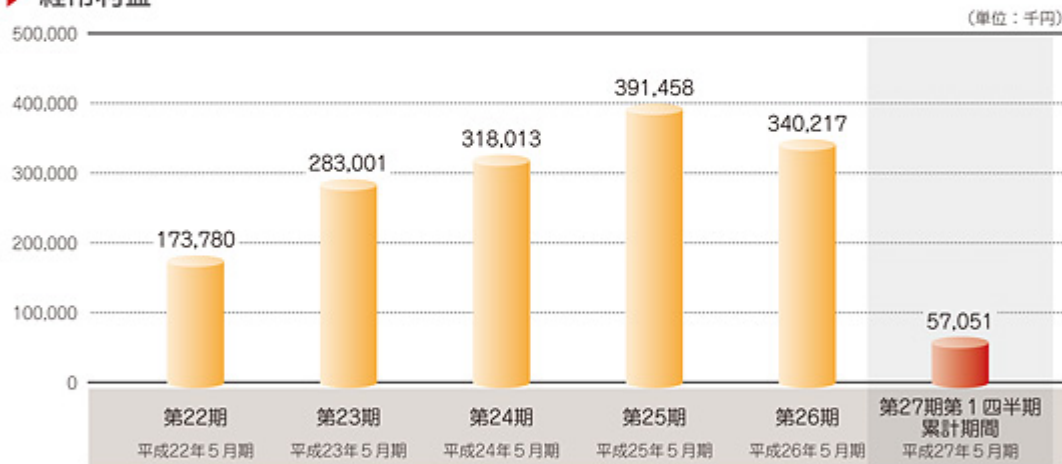
年 月	事 項
平成元年 5月	パーソナルコンピュータのハードウェアの販売並びにソフトウェアの開発・販売を目的として、愛知県豊田市に「日本エンタープライズ株式会社」を設立(資本金18,000千円)
平成9年 7月	営業を開始
平成9年 9月	本社を千葉県千葉市若葉区に移転
平成9年11月	携帯電話・PHS等の移動体機器等の販売開始 音声コンテンツ サービス開始
平成10年 9月	「株式会社ワールドインフォ」を設立
平成11年 2月	東京支店を東京都港区に設置
平成11年 4月	文字コンテンツ サービス開始
平成12年 3月	本社を東京都渋谷区に移転
平成12年 5月	「株式会社ワールドインフォ」を吸収合併
平成12年 6月	ソリューション 開始
平成13年 2月	大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現JASDAQ市場)に株式を上場(平成19年9月上場廃止) 「株式会社モバイルコミュニケーションズ」を設立
平成14年 1月	株式1株を2株に分割(基準日平成13年11月30日)
平成14年 6月	中国北京市に現地法人「北京エンタープライズモバイルテクノロジー有限公司」を設立
平成15年 2月	「株式会社ダイブ」を設立
平成16年 5月	「北京エンタープライズモバイルテクノロジー有限公司」を売却
平成17年 1月	株式1株を10株に分割(基準日平成16年11月30日)
平成17年 4月	中国北京市に現地法人「因特瑞思(北京)信息科技有限公司」を設立
平成17年12月	ISMS適合性評価制度認証取得 中国北京市の現地法人「北京業主行網絡科技有限公司」を子会社化
平成18年 1月	株式1株を2株に分割(基準日平成17年11月30日)
平成18年 4月	中国北京市に現地法人「瑞思放送(北京)数字信息科技有限公司」を設立
平成18年 7月	「株式会社ダイブ」が、「株式会社モバイルコミュニケーションズ」を吸収合併
平成19年 1月	ISO/IEC 27001及びJIS Q 27001認証取得
平成19年 6月	中国北京市に現地法人「瑞思豊通(北京)信息科技有限公司(現 瑞思創智(北京)信息科技有限公司)」を設立
平成19年 7月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成19年 8月	音楽レーベル「@LOUNGE RECORDS」を設立、CD販売開始
平成20年 7月	レーベルビジネス部の分社化により、「アットザラウンジ株式会社」を設立
平成21年11月	インド・ムンバイに現地法人「NE Mobile Services (India) Private, Limited.」を設立
平成21年12月	iPhone/iPod touch向けアプリ サービス開始
平成22年 8月	Android向けアプリ サービス開始
平成23年10月	「株式会社フォー・クオリア」を子会社化
平成23年12月	「交通情報サービス株式会社」を子会社化
平成25年 3月	「株式会社and One」を子会社化
平成25年12月	株式1株を100株に分割(基準日平成25年11月30日) 単元株制度の採用
平成26年 2月	東京証券取引所市場第一部指定
平成26年 4月	「株式会社HighLab」を設立
平成26年11月	「株式会社会津ラボ」を子会社化

3 業績等の推移（連結）

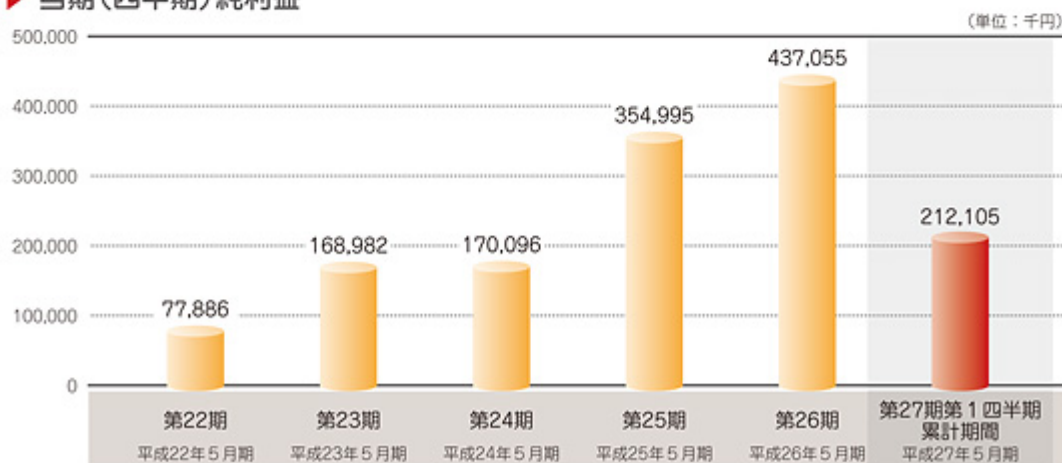
▶ 売上高



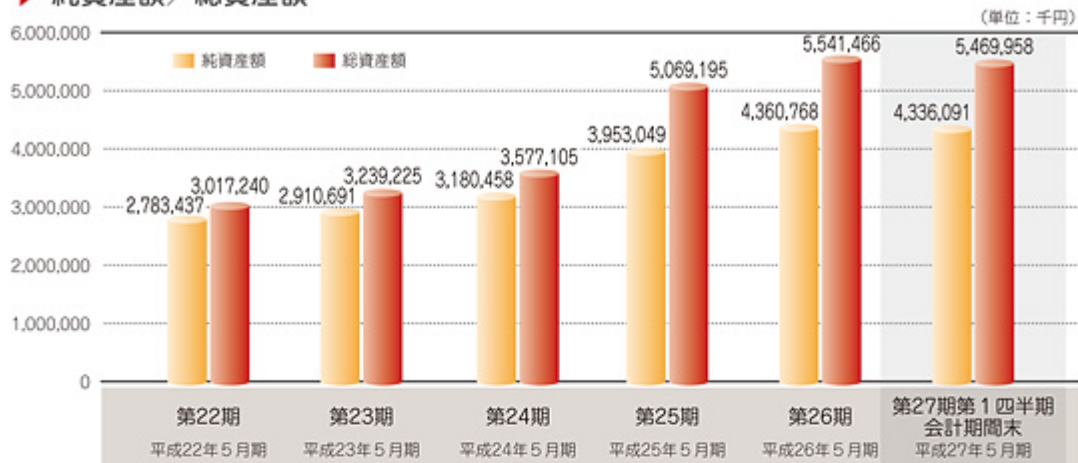
▶ 経常利益



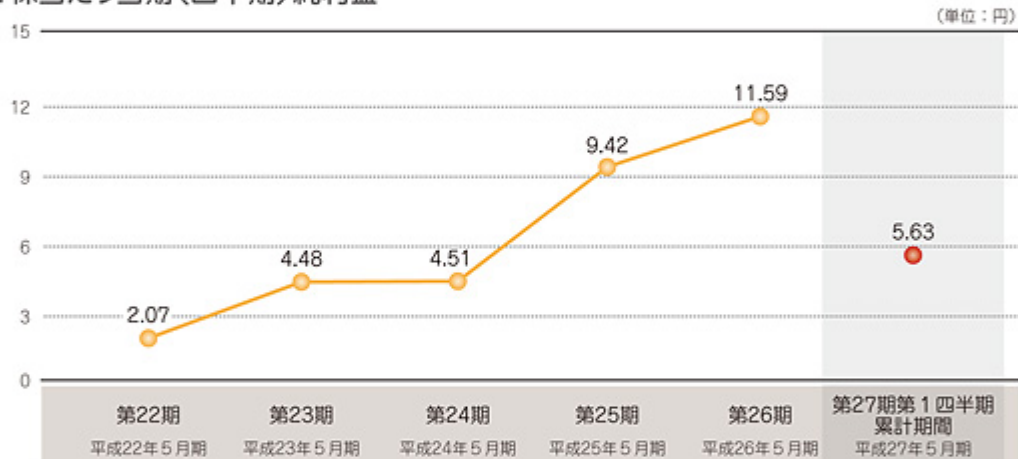
▶ 当期(四半期)純利益



▶ 純資産額／総資産額

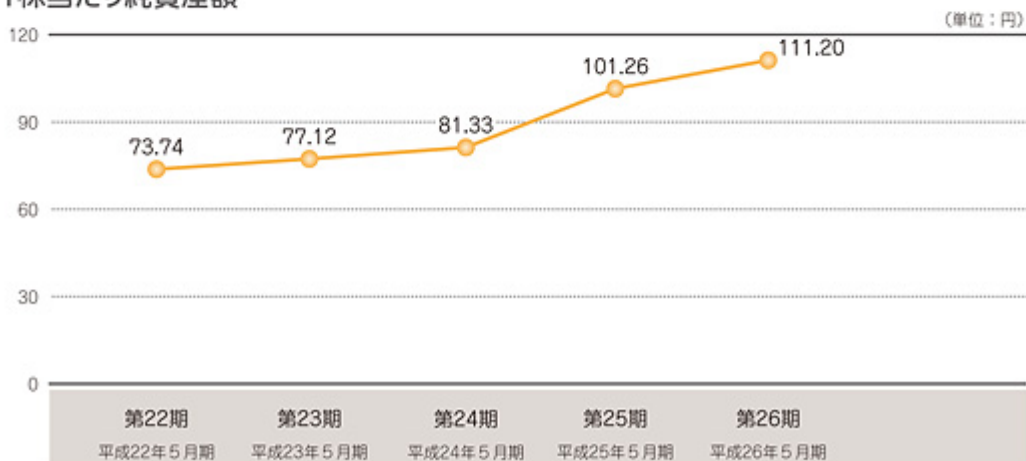


▶ 1株当たり当期(四半期)純利益



(注) 当社は、平成25年12月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第22期の期首にこの株式分割が行われたと仮定して算定しております。

▶ 1株当たり純資産額



(注) 当社は、平成25年12月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第22期の期首にこの株式分割が行われたと仮定して算定しております。

4 事業の内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、平成26年11月30日現在、当社（日本エンタープライズ株式会社）及び連結子会社8社ならびに非連結子会社4社により構成され、コンテンツサービス事業及びソリューション事業を展開しております。

（1）コンテンツサービス事業

キャリアやコンテンツ配信事業者等が提供する通信サービス又は各種プラットフォームに対して、交通情報、ライフスタイル、音楽及びメール等のコンテンツを提供しております。

これは、dメニュー、au Market等に代表されるインターネット接続可能なスマートフォン等の公式サイトに各種コンテンツを提供し、月額課金あるいはダウンロード課金制により、その代金をキャリア等から受取るビジネスモデルであります。

当社グループの代表的なコンテンツとしては、交通情報サイト「ATIS交通情報」、女性向けの体調管理・健康情報サイト「女性のキレイリズム」、音楽配信サイト「うた&メロ取り放題☆」、総合デコメール*サイト「デコデコメール」等の公式サイトがあります。

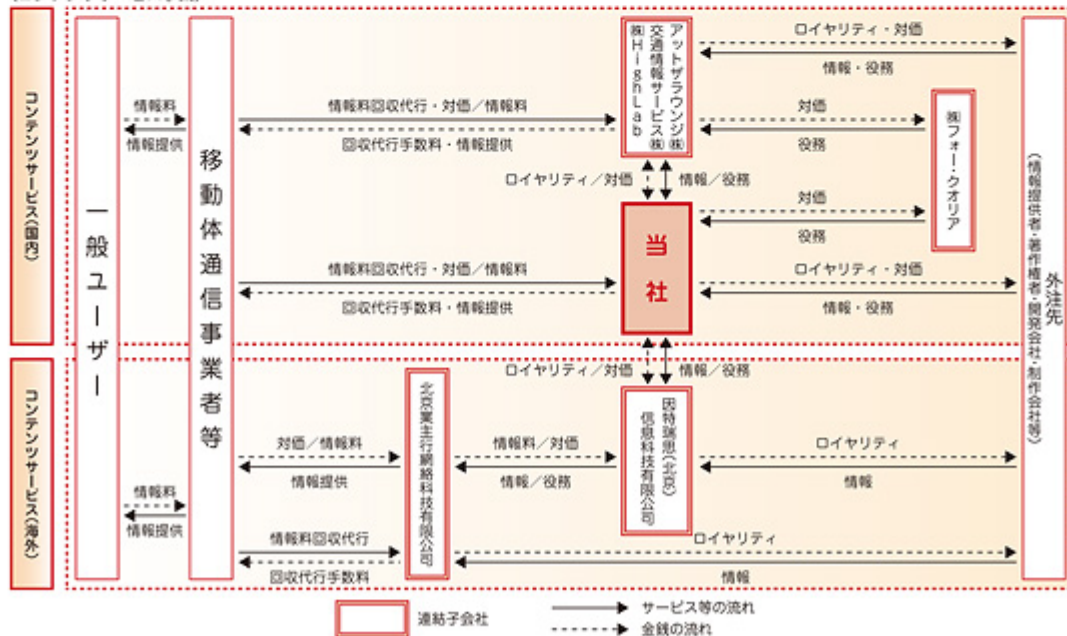
主なコンテンツサービス事業の内訳は、以下のとおりであります。

ジャンル	主なコンテンツ名	主な提供サービス
交通情報	ATIS交通情報等	道路情報・鉄道乗換案内・ライブ映像等の交通情報等。
ライフスタイル	女性のキレイリズム等	女性向けの体調管理・健康情報、旅行・グルメ・ビューティー等全国の施設で優待・割引サービスが受けられる会員サービス等。
音楽	うた&メロ取り放題☆等	オリジナル楽曲やアレンジ楽曲を中心とした着うた・着うたフル・着メロ・着ボイス・着ムービー・歌詞・ユーザーレビュー・待ちうた等。
メール	デコデコメール等	豊富なキャラクターを用いたデコメール*や、メッセージアプリで人気のスタンプ等。
電子書籍	BOOKSMART	電子書籍サイト。各種ジャンル約150,000冊の書籍を取り揃えている。
ゲーム	ひっばれ！ネコPingプラットフォーム等	アクションゲーム、簡単に遊べる定番・ミニゲーム等。
海外	九鼎記等	中国での電子コミック等。

*「デコメール」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。

■ 事業系統図

（コンテンツサービス事業）



（注）上記の他に、非連結子会社4社（株式会社and One、株式会社会津ラガ、瑞思放送（北京）数字信息科技有限公司及びNE Mobile Services (India) Private Limited）があります。

(2) ソリューション事業

企業に対して、携帯電話やインターネットを利用したビジネスのコンサルティング・企画・開発・運営管理の受託業務等、コンテンツサービス事業で得たノウハウ、保有するコンテンツを活かしたトータルソリューションとして提供しております。

また、広告サービスとして、携帯電話販売店にて、来店顧客向けにコンテンツ販売を成功報酬で行うリアルアフィリエイト「店頭アフィリエイト」を、携帯電話販売会社と協業で展開しております。

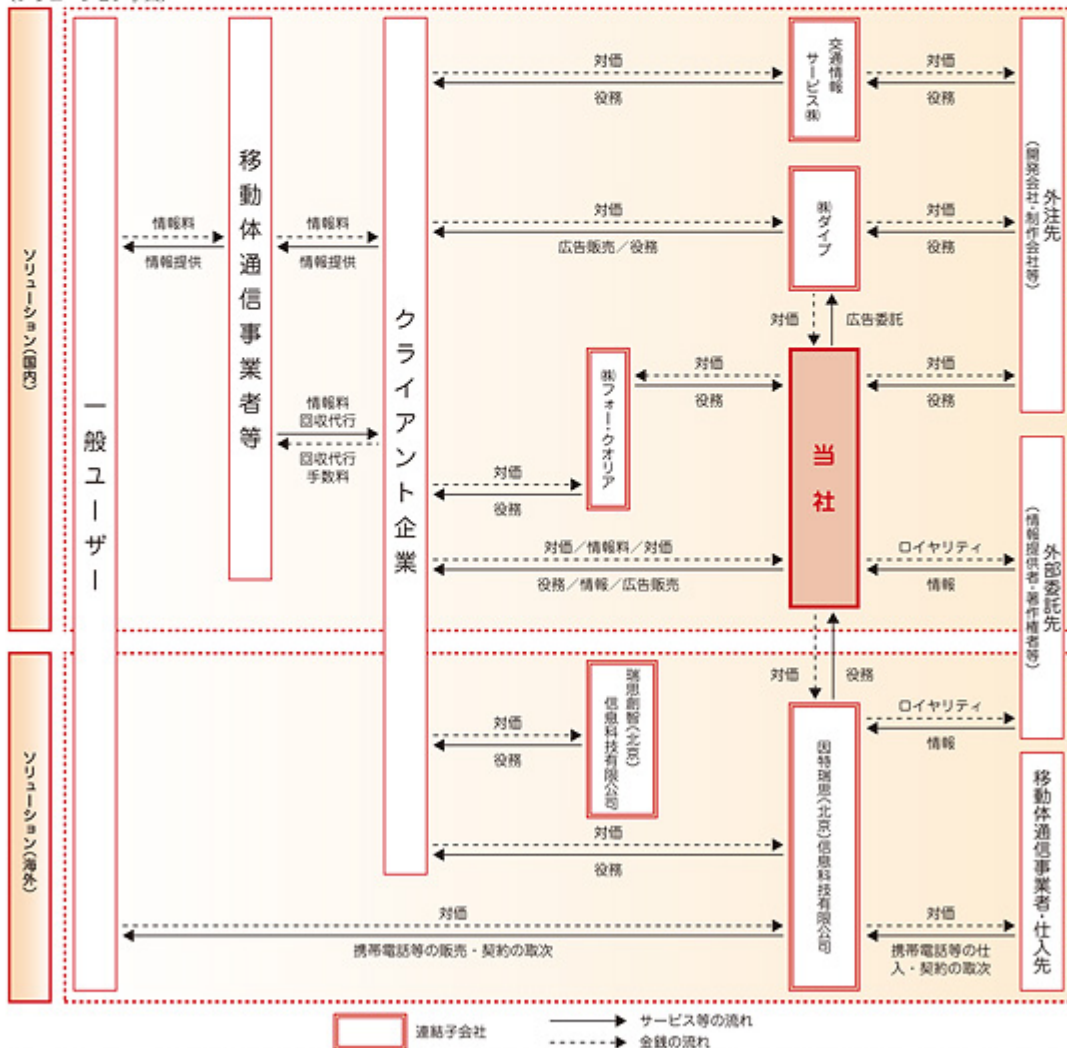
その他、中国において、携帯電話等の販売及び代理店業務等を行っております。

主なソリューション事業の内訳は、以下のとおりであります。

科目	内容
ソリューション	企業向けサイト・アプリの開発・構築、ユーザーサポート、プログラムのバグ確認・検証（デバッグ）、企業が運営しているサイトの運営業務等受託、法人向けメッセージアプリ・電話アプリ・リバースオークション等企業向けコスト削減サービス等。
広告	携帯電話販売会社との協業による成功報酬型コンテンツ販売。自社サイト・アプリでの広告収入等。
海外	中国での企業向けサイト・アプリの開発・構築サービス等の他、チャイナテレコム「携帯電話等の販売及び代理店業務」。
物販	CD等の販売、ECサイトサービス等。

■ 事業系統図

(ソリューション事業)



■ 日本エンタープライズ・グループ

■ 株式会社and One

- IP-PBX [Primus] の開発・販売
- VoIPエンジン [Primus SDK] の開発・販売
- オープンソースを利用したソフトウェア開発

■ 株式会社フォー・クオリア

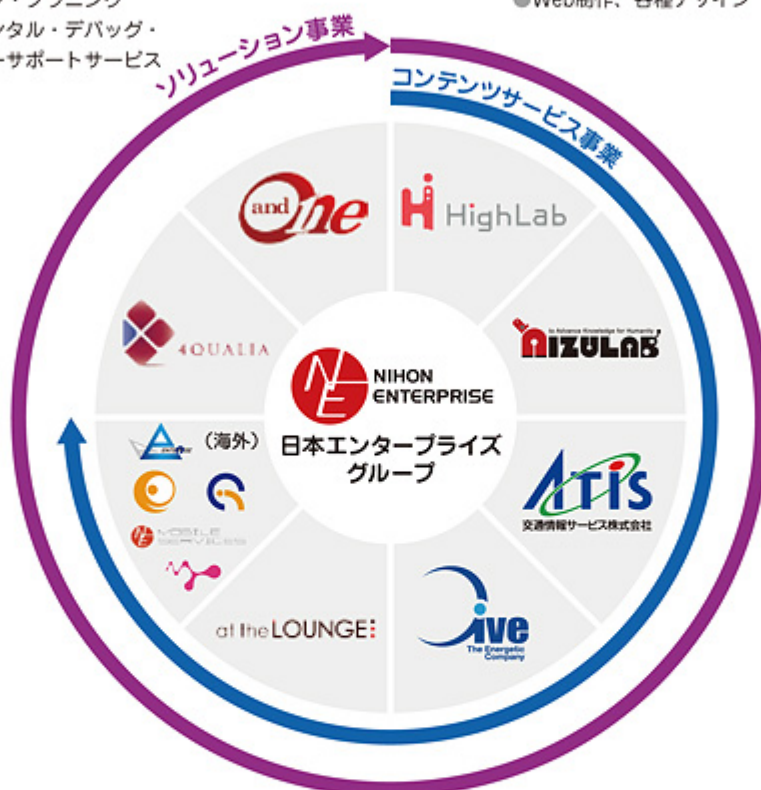
- Web/Mobile開発・保守
- デザイン・プランニング
- 端末レンタル・デバッグ・ユーザーサポートサービス

■ 株式会社HighLab

- ネイティブアプリを主としたモバイルコンテンツ事業

■ 株式会社会津ラボ

- iOS/Androidアプリケーションの開発
- Web制作、各種デザイン



■ アットザラウンジ株式会社

- 音楽配信を主としたモバイルコンテンツ事業
- CD、音楽配信向け楽曲の企画・制作・販売
- 楽曲制作受託事業

■ 因特瑞思(北京)信息科技有限公司 北京業主行網絡科技有限公司 瑞思創智(北京)信息科技有限公司 瑞思放送(北京)数字信息科技有限公司

- 電子コミック、ゲーム配信を主としたモバイルコンテンツ事業
- 携帯電話等の販売及び代理店業務

NE Mobile Services (India) Pvt. Ltd.

- 電子マガジンを主としたモバイルコンテンツ事業
- 受託開発などのソリューション事業

■ 交通情報サービス株式会社

- 交通情報を主とした情報サービス事業

■ 株式会社ダイブ

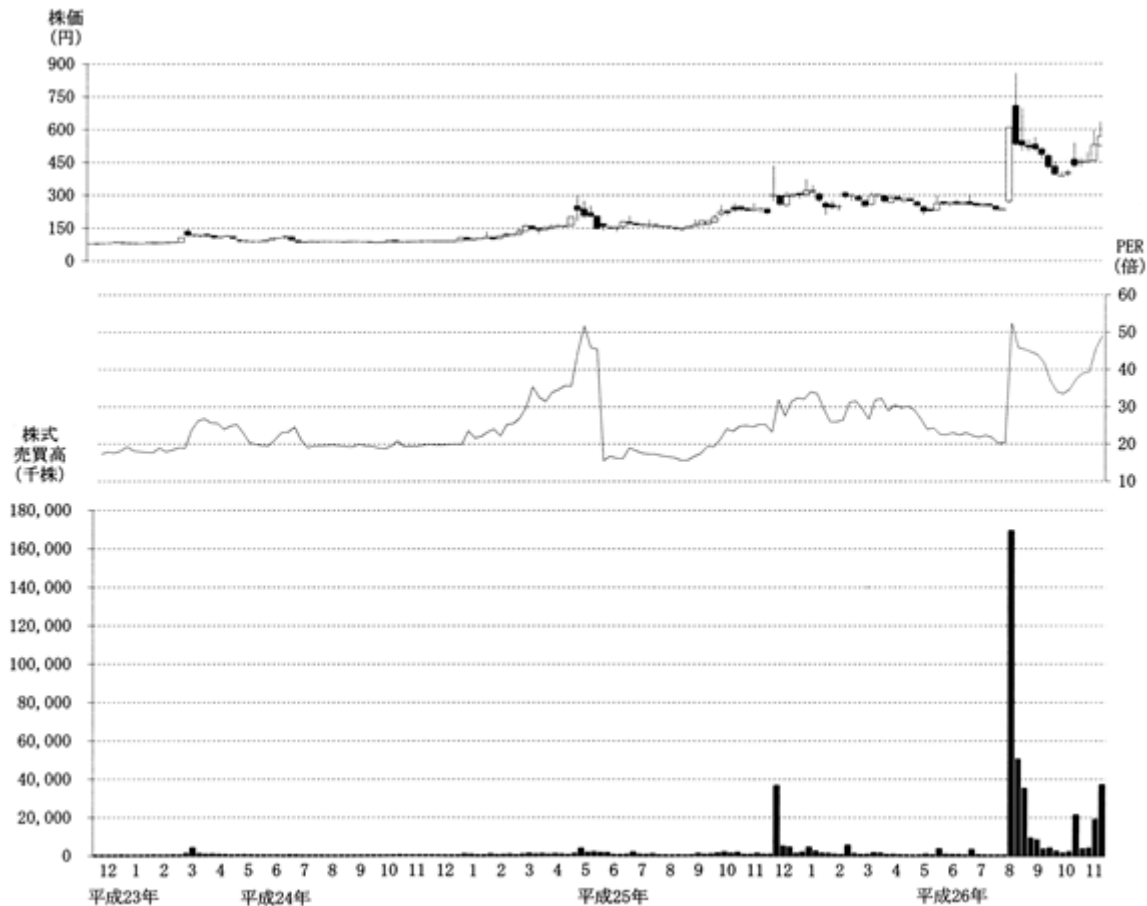
- 音声事業
- 広告・アフィリエイト事業
- スマートフォンアプリ向けソリューション事業

- ・ 第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年12月5日から平成26年11月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- （注）1 当社は、平成25年12月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
- ・ 株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、当該株式分割の権利落ち前は当該株価を100で除して得た数値を使用しております。
 - ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 - ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
 - P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益（連結）}}$$
 - ・ 週末の終値については、当該株式分割の権利落ち前は当該終値を100で除して得た数値を使用しております。
 - ・ 1株当たり当期純利益（連結）については、以下の数値を使用しております。
 - 平成23年12月5日から平成24年5月31日については、平成23年5月期有価証券報告書の平成23年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。
 - 平成24年6月1日から平成25年5月31日については、平成24年5月期有価証券報告書の平成24年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。
 - 平成25年6月1日から平成26年5月31日については、平成25年5月期有価証券報告書の平成25年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。
 - 平成26年6月1日から平成26年11月28日については、平成26年5月期有価証券報告書の平成26年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
 - 株式売買高については、当該株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に100を乗じて得た数値を使用しております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年6月9日から平成26年12月2日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名 又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等の保有 割合(%)
植田 勝典	平成26年8月21日	平成26年8月27日	変更報告書 (注)1	11,383,300	30.19
植田 啓子				104,000	0.28
プラントフィル株式会社				9,650,000	25.60
植田 勝典	平成26年8月29日	平成26年8月29日	訂正報告書 (注)1、2		
植田 啓子					
プラントフィル株式会社					

(注)1 植田勝典、植田啓子及びプラントフィル株式会社は共同保有者であります。

- 2 当該訂正報告書は、平成26年8月27日付で提出(報告義務発生日 平成26年8月21日)された変更報告書の記載内容を訂正するために提出されたものであります。
- 3 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）平成26年8月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第27期第1四半期（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日）平成26年10月15日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年12月9日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、_____ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[対処すべき課題]

今後、当社グループの事業を積極的に展開し、業態を拡大しつつ、企業基盤の安定を図っていくため、以下の点を主要課題として取り組んでまいります。

事業の拡大

移動体通信業界においてフィーチャーフォンから高機能なOSを搭載するスマートフォンへの移行が本格化する中、コンテンツサービス事業においては、従来のWebアプリケーションを中心とした市場から、ネイティブアプリ市場への移行が進んでおり、同市場は今後更なる拡大・成長が見込まれております。また、ソリューション事業においても、スマートフォンの保有比率が上昇する中、基幹・業務システムとの連携が可能な情報システムの構築等、今後、当社グループの事業領域が拡大していくことが見込まれております。この市場の変化に迅速且つ適確に対処するためには事業枠の拡大が重要な課題であり、その有効な手段である外部企業との協業、業務提携及びM&A等を積極的に進めてまいります。

企画力・技術力の強化

高機能なスマートフォンの普及により、高度且つ多様なサービス提供が可能となった現在において、当社グループが提供するサービスの付加価値を更に高めていくための企画力・技術力を強化することが重要な課題と認識しております。これまでのモバイルコンテンツ向けサービスで蓄積した企画力・技術力に加えて、今後は新しいビジネスモデルの創造及び高機能で付加価値の高いサービスの開発・提供を実現するために、消費者ニーズに応える企画力の向上、新技術への取組み強化に努めてまいります。

人材の確保・育成

当社グループは、スマートフォンを中心とする新しい技術への対応が求められる事業を行っており、従業員が各々の専門性をより高め、付加価値の高い人材となるための人材育成、それと同時に優秀な人材を確保することが重要な課題と認識しております。

特にスマートフォンについては技術革新が著しく、技術者及び企画開発者として経験を有する人材の絶対数が少ないため、専門分野の技能を有する中途採用及び新卒採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施し、個人の可能性を引き出すとともに、組織活性化に資する施策に取り組んでまいります。

財務報告に係る内部統制の強化

当社グループが継続的に成長可能な企業体質を確立するため、財務報告に係る内部統制の強化が重要な課題と認識しております。業務の有効性及び効率性を高めるべく、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進してまいります。また、財務報告に係る内部統制が有効且つ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、経営の公正性・透明性の確保に努めるとともに、グループ全体での業績管理体制を確立し、更なる内部統制の強化に努めてまいります。

リスクマネジメント体制の強化

情報セキュリティ、システム開発、サービス提供に伴うリスクや自然災害、海外事業におけるカントリーリスク等、事業に関するリスクは多様化しております。当社グループが永続的に成長・存続するためには、これらのリスクの予防、迅速な対応が重要な課題と認識しております。当社グループにおいては、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクを適切に認識・評価するためリスク管理規程を設けるほか、リスク管理チームを設置し、リスクマネジメント体制の強化に努めてまいります。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は本有価証券届出書提出日(平成26年12月9日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 主要な事業活動の前提となる契約について

当社グループの主要な事業活動であるコンテンツサービス事業は、当社が各移動体通信事業者を介して一般ユーザーにコンテンツを提供するため、各移動体通信事業者とコンテンツ提供に関する契約を締結しております。これらの契約については契約期間満了日の一定期間前までに双方のいずれからも意思表示がなければ自動継続される契約、又は、期間の定めのない契約が存在しております。

しかしながら、各移動体通信事業者の事業戦略の変更等の事由により、これらの契約の全部又は一部の更新を拒絶された場合、当社グループのコンテンツサービス事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) サービスの陳腐化について

当社グループが提供するサービスは、携帯情報端末の技術革新や消費者嗜好の変化の影響を受けるため、必ずしもライフサイクルが長いとは言えず、新技術への対応に遅れが生じた場合や消費者嗜好と乖離したサービス提供を行った場合、当社サービスの陳腐化を招くため、経営成績に重大な影響を受ける可能性があります。

(3) 競合について

携帯コンテンツ市場は、新規参入企業の急激な増加や既存企業の事業拡大、あるいは市場の急激な変化や成長の不確実性により、当該事業において優位性を維持できるという保証はなく、競争激化により経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報料の取扱いについて

当社グループのコンテンツサービス事業においては、情報料の回収を各移動体通信事業者に委託しております。この内、株式会社NTTドコモ及びKDDIグループ等に委託しているものについては、同社らの責に帰すべき事由によらず情報料を回収できない場合は、当社グループへ情報料の回収が不能であると通知し、その時点で同社らの当社グループに対する情報料回収代行義務は免責されることになっております。

なお、当社グループのコンテンツサービス事業は、各移動体通信事業者から回収可能な情報料を売上として計上しておりますが、移動体通信事業者が回収できない情報料が増減した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 移動体通信事業者及び携帯電話販売店における販売施策について

当社グループの主な事業分野である携帯電話・スマートフォン向け市場では、移動体通信事業者（キャリア）間における顧客獲得競争が激化しており、各キャリアは様々な販売施策を講じ、携帯電話販売店の集客力強化を図り、ユーザーの獲得・囲い込みを行っております。

当社ソリューション事業における店頭アフィリエイトは、携帯電話販売店に来店する顧客に対し、店頭スタッフが各種コンテンツを説明し、会員登録に至った件数に応じて成功報酬を獲得するビジネスモデルであるため、携帯電話販売店の来店者数に大きく左右されます。

また、当社グループは中国上海エリアで携帯電話販売店を運営しておりますが、中国も日本国内と同様、現地キャリア間の競争が激しく、携帯電話販売代理店に対する販売奨励金や店舗支援策が見直されることは少なくありません。

上記状況を踏まえ、当社はキャリアや携帯電話販売店との関係深耕、拡大を図ると共に、両者の販売支援策等に対して柔軟に対応するように努めておりますが、キャリア・携帯電話販売店の販売施策に対する対応の遅れが生じた場合、当社グループの業績や財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) ネイティブアプリ（ゲーム）について

国内のモバイルコンテンツ市場においてスマートフォンの普及が本格化する中、「App Store」や「Google Play」ストア等のマーケットからコンテンツを入手するネイティブアプリの需要が高まっている市場環境を踏まえ、当社は平成26年4月に株式会社HighLabを設立し、ネイティブアプリを中心としたスマートフォンゲームの開発を新たに開始しております。

高機能なOSを搭載するスマートフォンは、フィーチャーフォン向けゲームよりも、本格的な機能・表現が実現できるため、既存のコンテンツプロバイダに加え、パソコンや専用端末におけるゲームメーカーとの競合も予想されます。

また、当社はこれまで、上記マーケットにおけるコンテンツの提供実績は少なく、また、ネイティブアプリの開発には、より高度な技術力を有した開発・運営体制を整える必要があり、人材確保・育成を含めた開発費の増加、開発期間の長期化が想定されます。

当社は、キャリア向けに各種コンテンツを提供してきたノウハウを活かし、ユーザーニーズに合致した独自性の強いゲームタイトルを投入していく所存ではございますが、ゲームはユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、また競合の状況、開発の遅延等により、当社の想定通りにゲームタイトルの普及・課金が進捗しない可能性があることから、当社グループの経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法人向け新製品・サービスの開発について

当社グループのソリューション事業においては、法人からの受託・開発業務の他、法人向け製品・サービスの開発・販売を進めております。具体的には、これまで法人向けコスト削減ソリューションであるリバースオークション&見積徴収システム「Profair」を提供しており、最近においてはソフトフォン「AplosOne」及び法人向けメッセージングアプリ「BizTalk」の販売を開始しております。

今後におきましても、法人向けソリューション事業の領域拡大を図る方針であり、当社グループの開発体制を強化し、これまで培ったノウハウや子会社の有する技術・開発力を積極的に活用することで、新製品・サービスの開発を進めてまいります。

しかしながら、現状、これらの新製品・サービスの開発及び販売実績は乏しく、また、新規事業領域への参入においては、開発した製品・サービスが顧客に受け入れられない、競合製品・サービスとの差別化が図れない、開発が進捗しない、市場の拡大が見込めない場合等、当社が想定した事業拡大が図れない場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 海外における事業展開について

海外市場への事業展開においては、対象国における競争の問題、法律、為替等、様々な問題が内在しております。このような事象が発生した場合、当社グループの事業が円滑に推進できなくなり、経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また事前調査の予想を超える事象が発生した場合には、当該事業投資が十分に回収できず、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。一方で、事業の成長が確実な場合であっても、費用が先行することで財務的に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 中国事業における不確定要素について

中国においてモバイルコンテンツ配信事業を営むためには、ICPライセンス(增值電信業務経営許可証)を取得することが必要となります。但し、外資である当社又は当社子会社が直接出資する会社が、当該ICPライセンスを取得することについては、外商投資電信企業管理規定において、当該出資比率が50%以下でなければならない等の外資参入規制が存在しており、また、実務的には50%以下の出資が認められる事例も極めて限定されています。

そこで、当社グループでは、以下の一連の契約(以下、「本契約関係」といいます。)を締結することによって中国におけるモバイルコンテンツ配信事業を営んでおります。本(6)項及び下記(7)項において、まず、当社は、当社海外部長かつ因特瑞思(北京)信息科技有限公司の董事である中国人従業員に対する貸付を行い、当該従業員及びその近親者は当該貸付金を用いて、モバイルコンテンツ配信を行う連結対象子会社である北京業主行網絡科技有限公司の出資者となるとともに、当社子会社である因特瑞思(北京)信息科技有限公司が、北京業主行網絡科技有限公司に対してモバイルコンテンツ及びモバイルコンテンツ配信に関する企画・開発サービス業務を提供し、北京業主行網絡科技有限公司がモバイルコンテンツの配信を行うという業務提携関係を構築しております。

また、当社は、中国の関連法規に違反しない範囲で、当社または当社子会社である因特瑞思(北京)信息科技有限公司、あるいは当社が別途指定する者が、当該従業員及びその近親者の保有する北京業主行網絡科技有限公司の持分を譲り受ける権利を得ており、将来的に中国政府当局が全面的に中国の電信業務市場を開放して外資にICPライセンス(增值電信業務経営許可証)の取得を認めた場合、速やかにこれを行使する予定であります。

当社グループは、この当社海外部長かつ因特瑞思(北京)信息科技有限公司の董事である中国人従業員に対する貸付及び当該貸付金を用いた北京業主行網絡科技有限公司に対する出資、モバイルコンテンツ配信に関する業務提携、また、将来の持分譲受権を保有することによる直接出資の実現性を併せて確保する等の本契約関係に基づくスキーム全体が中国の現行法に抵触していない旨の意見書を、中国現地法律事務所より入手することで適法性を確認しております。しかしながら、中国における法律は、より成熟した市場における法律と比較して相対的に新しく制定されたものであり、新たな法令も随時公布されていることから、これらの中国法令の解釈、適用及び運用には多くの不確定要素があり、また、新たな法令の影響については未だ明らかではなく、特に、中国の通信分野における法律は、中国政府当局の政策により変動する可能性が十分にあります。したがって、当社グループは、中国政府当局が将来、最終的に当社グループの考えと異なる見解を有しないと保証することはできません。

(10) 中国事業における経営の支配度について

当社グループは、本契約関係に基づき、北京業主行網絡科技有限公司を実質的にコントロールしておりますが、直接出資している場合と比較した場合、その支配関係が弱いことは否めません。即ち、北京業主行網絡科技有限公司の出資者が、本契約関係に違反して当社グループのモバイルコンテンツ配信事業を行わない、または、北京業主行網絡科技有限公司に対する出資持分を当社の意向に反して第三者に譲渡する可能性もあります。この場合、当社及び当社子会社である因特瑞思(北京)信息科技有限公司は、中国法上の契約違反に基づく法的救済を北京業主行網絡科技有限公司の出資者、北京業主行網絡科技有限公司に請求するところになりますが、中国法令の解釈及び中国の司法手続が日本法の司法手続ほど整っておらず、不確定要素があることから、法的救済を求めるために相当程度の高い費用がかかる可能性、適切な判決または仲裁判断を得られない可能性、判決または仲裁判断の強制執行に支障が生じることによって、最終的に損害の回復を得ることができない場合があります。

(11) 中国事業における人的依存について

当社グループの中国における事業は、100%子会社である因特瑞思(北京)信息科技有限公司及び連結対象子会社である北京業主行網絡科技有限公司を通じて行っております。そして、北京業主行網絡科技有限公司の経営は、当社海外部長かつ因特瑞思(北京)信息科技有限公司の董事である中国人従業員及びその近親者である出資者を通じて行っております。従って、当社グループの中国事業は、当該中国人従業員の継続的な経営参画に大きく依拠しており、同氏の経営への関与が失われた場合、当社グループの中国事業に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(12) システムダウンについて

当社グループの事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークにより、ユーザーにサービスを提供しておりますが、自然災害や不慮の事故によりデータセンター等で障害が発生した場合には、サービスを提供することが困難となり、当社グループだけでなくユーザーや、移動体通信事業者に対して様々な損害をもたらすこととなります。また、予期しない急激なアクセス増等の一時的な過負担によってサーバが作動不能に陥った場合、一般ユーザーや顧客企業向けに提供するサービスが停止する可能性があります。さらには、ウイルスを用いた侵害行為や、当社グループの管理し得ないシステム障害が発生する可能性も否定できません。これらにより、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(13) 個人情報の流出について

当社グループが一般ユーザー向けに直接行うサービス及び顧客企業向けに提供するシステムにおいて、一般ユーザーの個人情報や画像データ等をサーバ上に保管する場合があります。採用している様々なネットワークセキュリティにも拘らず、不正アクセスによる個人情報の流出等の可能性は存在しております。このような個人情報の流出等が発生した場合、当社グループに対する損害賠償の請求、訴訟、行政官庁等による制裁、刑事罰その他の責任追及がなされる可能性があります。また、これらの責任追及が社会的な問題に発展し、当社グループが社会的信用を失う可能性があります。

(14) 規制に関わるリスクについて

当社グループの属する事業者を規制対象とする新法令・新条例の制定等の状況によっては事業活動範囲が狭まることや監督官庁の監視、検査が厳しくなることが考えられます。また、当社グループの属する事業者間における自主的なルール等が、当社グループの事業計画を阻害する可能性があります。その結果、当社グループ事業や業績において悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 知的財産権に関するリスクについて

当社グループが行うシステムやソフトウェアの開発においては、特許や著作権等の知的財産権の確保が事業遂行上重要な事項であり、独自の技術・ノウハウ等の保護・保全や第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払っておりますが、今後、当社グループの事業分野における第三者の特許等が成立した場合、また当該事業分野において認識していない特許等が既に成立している場合、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性及び特許に関する対価(ロイヤリティ)の支払等が発生する可能性があります。この結果、当社グループの業績や財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(16) その他

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は会社法第236条、第238条及び第240条に基づく新株予約権の付与及び発行に関する取締役会決議を行いました。それらの権利が行使された場合、株式価値の希薄化が起こり、当社株価に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本エンタープライズ株式会社 本店
(東京都渋谷区渋谷一丁目17番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。